

交雑個体の取り扱いについて

1. 背景

(1) ワシントン条約における交雑個体等の位置づけ

ワシントン条約の決議 10.17 (CoP14 改正) (Animal hybrids (本項では「雑種」という。)) では、附属書掲載種の雑種の取引が附属書Ⅰ及びⅡ掲載種の取引の規制を支援するため、規制されるべきであるという観点から、以下のように記されている。

- a) 最近の血統に附属書Ⅰ又はⅡ掲載種の標本が一つ以上含まれる雑種の動物は、当該雑種が具体的に附属書に掲載されていない場合でも、純粋な血統の種とまったく同様に条約の規定の対象となる。
- b) 最近の血統の少なくとも一つの動物が附属書Ⅰ掲載種である場合、雑種は附属書Ⅰ掲載種の標本として扱われる。
- c) 最近の血統の少なくとも一つの動物が附属書Ⅱ掲載種であり、そのような血統に附属書Ⅰ掲載種の標本が含まれていない場合、雑種は附属書Ⅱ掲載種の標本として扱われる。
- d) 指針として、「最近の血統」という言葉は、この決議で使われる際は、基本的に 4 代前までを指すものとする。

その他、附属書Ⅰ及びⅡの改正基準を規定する決議 9.24 (COP17 改正) では、附属書Ⅰ・Ⅱの改正を提案する場合、「g) 雑種は野生において明確に安定した個体群を形成する場合にのみ、附属書に掲載することができる」こととなっており、条件次第では附属書に掲載することも可能となっている。

(2) 種の保存法における議論の経緯

① 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について 答申

(平成 29(2017)年 1 月 中環審自然環境部会答申)

ワシントン条約では、種の単位を超えた交雑個体等も規制対象に含まれているが、種の保存法では規制対象としていない。交雑個体であれば譲渡し等が可能であるため、違法に輸入した個体等を意図的に交雑させて流通させる等の原産地における希少種の生息等に大きな影響を与える事例が確認された場合には、交雑個体の規制の必要性について改めて議論を行うべきである。

② 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案に対する 附帯決議 (衆議院及び参議院)

(平成 29(2017)年 4 月)

違法取引が原産国での過度な捕獲や採取を助長するとの認識に立ち、国内取引の規制強化や交雑個体の取扱について検討すること。

2. 課題認識と調査の進め方

(1) 課題の認識

国際的に絶滅のおそれのある野生生物の国内流通の規制に当たっては、必ずしも種の保存法の規制の対象範囲を締約国間の国際取引規制の枠組みであるワシントン条約（外為法：外国為替及び外国貿易法）のそれと完全に一致させる必要はないという前提[※]に立ち、下記のような課題認識のもと、我が国における輸出入及び国内流通の現状、違法な取引の状況等を踏まえて、種の保存上の効果や実効性担保のあり方を検討する。

※ 野生生物の国内流通管理に関する点検とりまとめ報告書（平成 24 年 3 月希少野生生物の国内流通管理に関する点検会議）

【課題認識①】

違法入手個体を交雑個体と偽って流通され易い種は多いか？

【課題認識②】

交雑個体の流通が原産地における生息等に影響を与えている種は多いか？

【課題認識③】

我が国の生態系に影響を及ぼす交雑個体に関する、種の保存法でどのように取り扱うべきか？

（例：外来生物法に基づく特定外来生物に指定された「オオサンショウウオ属のうちオオサンショウウオを除く種及びそれら種とオオサンショウウオの交雑個体」（2024 年 7 月 1 日指定））

(2) 海外での事例

米国、EU 諸国、オーストラリアなどの主要国や、韓国など我が国と同様の課題を抱えていると思われる諸外国における、法制度に基づく交雑個体の取扱いの最新情報を収集した。概要は下表の通りである（詳細は参考資料 5 を参照）。

交雑個体の取扱いについて、多くの国で明確に法令上の規定を設けていないが、EU やカナダでは、詳細なガイドラインや解釈を定めている。

国・地域	法律名	概要
米国	種の保存法 (Endangered Species Act ESA)	ESA は交雑個体に関する明確な規定がなく、状況に応じた個別の判断がされる。所管行政機関である米国魚類野生生物局（FWS）の裁量により、最良の科学的データに基づき判断される。
EU	EU Wildlife Trade Regulations	比較的詳細に交雑個体の取扱いが規定されている（動物と植物で多少差異有り）。片方の親が規制対象種である交雑個体は規制の対象。過去 4 世代の系統において規制対象種が含まれる場合は規制される。

カナダ	野生動植物保護種国際取引法 (WAPPRIITA)	カナダ野生生物種状況委員会 (COSEWIC) がガイドライン(2018 年)に基づき、自然発生的交雑個体と人為的交雑個体を区別して扱う※。 ※カナダ国内での野外生息個体を保全対象とするかを念頭におく
中国	中国野生生物保護法	交雑個体に関する規定なし。
オーストラリア	環境保護と生物多様性保全法 1999 (EPBC 法)	
韓国	野生生物保護及び管理に関する法律	
インド	野生生物保護法	

3. 検討の方向性

交雑個体による種の保存、生態系及び法目的の達成への影響の度合いを分析しつつ、海外での対策の先行事例も参考にしながら、交雑個体の流通に関する方向性について、DNA 鑑定技術など最新技術の活用も含めて検討を進める。